

日本禁煙学会

http://www.jstc.or.jp/ E-mail desk@nosmoke55.jp 〒162-0063 東京都新宿区市谷薬王寺町 30-5-201 Tel 03-5360-8233 FAX 03-5360-6736

2019年10月16日

広島県議会議長 中本隆志 様 自由民主党広島県議会議員連盟 御中 広島県議会民主県政会 御中 自由民主党広島県議会広志会・つばさ 御中 公明党広島県議会議員団 御中 自由民主党広島県議会議員会 御中 広島県議会日本共産党 御中 自由民主党広島県議会大志会 御中 広島県議会ひろしま令和会 御中

一般社団法人 日本禁煙学会 理事長 作田 学 広島県禁煙支援ネットワーク運営委員長 川根博司

広島県議会棟は全面禁煙としてください

謹啓、日頃の県政へのご尽力ありがとうございます。

報道によれば「広島県議会は受動喫煙対策を強化する改正健康増進法が全面施行される 来年4月から喫煙専用室を設ける方針とのことです。中本隆志議長によると議員だけでは なく来庁者の使用も想定していて、予算をかけずに既存の一室を喫煙室にする方向で調整 している。」(広島ホームテレビ 2019/10/2) とのことです。

しかしこの方針は、改正健康増進法の「原則屋内禁煙」が趣旨に反することで、県議会が第二種施設だとしても、公共性の高い議会棟は率先して「屋内禁煙」とし、県民への率 先垂範をお願い申しあげます。

記

1. 第二種施設では、屋内に「喫煙専用室」の設置は違法ではないとしても、屋内の「喫煙専用室」からは、どのような対策を講じたとしても、タバコの煙が漏れ出るのを防ぐことはできません」。人の出入りによっても漏れ出ますし、喫煙者の呼出煙や、服などに付着したタバコ煙・臭いは喫煙専用室から退出した後も30分間は発散し続け、受動喫煙の危害を周りに及ぼします。

- 2.「換気扇のある既存の部屋の改装を軸に検討する」(中国新聞 2019/9/16)とのことですが、改装費用、今後の電気代・メンテナンス費用などもかかるのは避けられず、さらには撤去の際の費用など、公費の無駄遣いとなります。
- 3. 喫煙専用室に由来する煙により、周りの議員・職員・訪問者へ危害を及ぼし、周りの人や清掃員への健康危害を引き起こします。これらの危害により、損害賠償請求が起こされた場合に、県議会は責任を取れるのでしょうか? また庁舎管理者の県庁の責任者 (議会事務局長)をも巻き込む可能性があり得ることを理解されているでしょうか? また、将来的に喫煙所廃止が法的に義務付けられた場合に、あるいは議会が自主的に廃止を決めようとした場合に、その撤去費用を喫煙専用室設置を決めた現在任期中の議員の方々が負担されるのでしょうか? あるいはまたまた公費の無駄遣いをさせるのでしょうか?
- 4. 議員には任期があり、永続的施設として残ることになる喫煙専用室設置の決定は、代替わりしていく議会に負の遺産を残すことになり、現任期中の議員の決定だけで縛ってってしまうのは無責任極まりないことになります。
- 5. 議会が第一種ではなく、第二種施設とされた理由は、喫煙する国会議員に対して規制 を逃れる方策に配慮したためであることは良く知られていることで、改正健康増進法の 大きな欠陥内容の一つとなっているところです。
- 6. 県議会におかれては、第二種だから屋内に「喫煙専用室」を設置しても構わない、ではなく、第一種施設の県庁舎と同じく、屋内全面禁煙(喫煙専用室不可)とされるべきです。

「中本議長は、県議会棟は不特定多数の人が出入りする。非喫煙者と喫煙者の両方にとって使いやすい空間にしたい。と説明した。」(中国新聞 2019/9/16)とのことですが、隣接の県庁舎が既に屋内全面禁煙なのですから、訪問者に喫煙施設を用意する必要は全くありませんし、県庁舎と同じにしなければ訪問者も戸惑うことになります。

7. 「広島を除く中国地方の4県議会は既に議会棟を全面禁煙としており、屋内で喫煙できる仕組みが残るのは広島だけとなる」(中国新聞 2019/9/16) とのことで、都道府県議会棟の全面禁煙は、中国地方の4県議会の他、東京都、大阪府、滋賀県、青森県、秋田県、福島県、大分県などに広がっています。この動きは今後さらに広がっていくでしょう。第二種施設の中でも、全国の裁判所は全て敷地内禁煙が決まり、国立国会図書館も2020

年4月から敷地内禁煙となるなど、2020年4月1日から全面施行される改正健康増進法の趣旨を踏まえ、自主的な全面禁煙・敷地内禁煙の決定が全国でも広まっているところです。

- 8. 喫煙の本質はニコチン依存症であり、議員の執務に喫煙は必須なものではありません。 全国の行政機関や職場に喫煙室がなく勤務時間中の禁煙がルール化されていても、喫煙 者は問題なく自身の業務を行っています。喫煙者は喫煙する必要があるとの前提で喫煙 専用室の設置議論をするのは誤っています。
- 9.2019年7月8日に改正(公布)された広島県がん対策推進条例では、
 - ・学校等は、敷地内禁煙(屋外に喫煙場所の設置不可)
 - ・子どもの利用が想定される屋外区域(遊具のある公園、学校等付近の公道等)、停留所、 横断歩道、これらの付近(施設等から7m以内)での禁煙の努力義務2)。

https://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/gan-net/tori-toril-nakusou.html

などが規定され、タバコ対策の先進県として高く評価されているのに、県議会棟に喫煙 専用室が設けられるのでは、何とも時代錯誤で後進県となり兼ねないのではないでしょ うか?

※以上をご勘案いただき、広島県議会棟は全面禁煙とし、全国の模範となるよう、ご高配をお願い申しあげます。

以上

- 注1) タバコ規制条約(FCTC)、米国公衆衛生長官報告など。 (FCTC 第 8 条ガイドライン)。
 - (1) タバコ煙曝露ならびに受動喫煙の毒性には安全なレベルはない。受動喫煙の毒性に は閾値がないという考えは科学的証拠による定説である。換気、空気清浄機、喫煙区 域の指定(換気系を分離していようといまいと)などの解決策が無効であることはこ れまでに繰り返し証明されてきた。そして、工学的解決策は受動喫煙からの保護をも たらさないという科学的な確定的証拠が存在する。
 - (2) すべての人々は受動喫煙から守られなければならない。すべての屋内の職場とすべての公衆の集まる場所は禁煙でなければならない。
- 注2) James Repace: Measurements of outdoor air pollution from secondhand smoke on the UMBC campus. http://www.repace.com/pdf/outdoorair.pdf